

応用物理学会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人応用物理学会（以下「本会」という。）の業務のため旅行する本会の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対し支給する旅費に関する基本的な事項を定め、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は交通費、宿泊料、日当とする。

(出張ならびに旅費の請求手続)

第3条 旅費の支給を受けるものは、当該事業の予算の範囲内で所定の請求書類の原本に必要な資料を添えて提出し、旅費の支給を受ける。

2 職員の国内出張は、所定の手続きにより事前に事務局長の承認を得る。

3 海外出張の場合は、以下の手続きを行う。

(1) 出張内容・概略予算について理事会の承認を得なければならない。

(2) 出張者は出張終了後、速やかに旅費を精算すると共に、出張報告書を事務局長に提出する。

(3) 出張報告書の内容は理事会に報告する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路および方法で移動した場合を計算して支給するものとし、職員以外の者については、原則として勤務先を基準にして計算する。

但し、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により前述の経路および方法で移動しがたいと認めた場合は、とくに認めた経路および方法によって計算した旅費を支給する。

(宿泊料、日当)

第5条 宿泊料は、実際に宿泊する会務上の夜数に別途定める額を乗じた額を上限として実費で支給することを原則とする。

但し、会務上の必要の為、実務上利用する出発・帰着地の最寄駅を起点とした出発が午前6時以前となる場合は前泊、帰着が午後12時以降となる場合は当日泊の宿泊料を支給する。

2 日当は、会務上の日数に一日当たりの定額を乗じた額を支給する。

(国内の旅費支給)

第6条 国内の旅費は以下の原則ならびに基準で支給する。

(1) 交通費は別表第1-1により実費を支給する。但し、出張の経路に通勤交通費支給経路がある職員には、その経路を除き支給する。

(2) 日当は、別表第1-1により支給する。

(3) 宿泊料は、別表第1-2により支給する。

(4) その他、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により要する費用がある場合は、原則事前に事務局長の承認を得た上で、所定の請求書類等の提出に基づき支給する。

(海外の旅費支給)

第7条 海外の旅費は以下の原則ならびに基準で支給する。

- (1) 交通費は実費精算を原則とする。
航空運賃は〔エコノミークラス割引運賃（日付変更なし）〕利用を原則とする。
- (2) 日当は、別表第2により支給する。
同日で異なる地方を移動した場合は、上位の地方を適用する。
国内からの出発日・国内への帰着日も、別表第2により支給する。
- (3) 宿泊料は、別表第2にある額を上限として実費額で支給する。但し、国際会議開催時等特別の事情により規程の宿泊料を超える場合は、原則事前に事務局長の承認を得た上で、宿泊料の実費を支給することができる。
- (4) 海外出張期間中の傷害保険は、本会の負担で加入する。
- (5) その他、会務上の必要、または天災その他止むを得ない事情により要する費用がある場合は、原則事前に事務局長の承認を得た上で、所定の請求書類等の提出に基づき支給する。
- (6) 海外出張旅費精算における外貨換算レートの基準は、原則として出発日（銀行休業日の場合はその前営業日）の三菱UFJ銀行公表のTTSレートとし、1円未満の端数は切り捨てとする。

(応用物理学会術講演会時の旅費の取扱い)

第8条 応用物理学会学術講演会の運営に関する場合を除き、会員に対する以下の旅費は原則として支給しない。

- (1) 応用物理学会学術講演会に参加するための旅費。
- (2) 応用物理学会学術講演会開催中に講演会場内で開催される総会、委員会や会議等に出席するための旅費。

(規程の改正)

第9条 本規程は財務担当理事および総務担当理事の承認を得て改正することができる。改正後の規程は理事会で報告しなければならない。

附則	1997年11月25日	改正	1997年11月25日より実施
	2001年7月5日	改正	2001年7月5日より実施
	2004年7月6日	改正	
	2006年5月18日	改正	
	2009年7月3日	改正	
	2010年5月14日	改正	
	2011年7月8日	改正	
	2015年2月6日	改正	
	2015年7月9日	改正	
	2016年4月25日	2016年度本部組織改編に伴い「経理会議」を「財務会議」に変更	
	2016年11月29日	改正	2017年1月1日より実施
	2018年2月5日	改正	
	2019年10月31日	改正	
	2024年2月15日	改正	2024年4月1日より実施

旅費規程別表

【国内】

第1-1：交通費・日当

片道距離	乗車賃種別	日 当
50km 未満	運賃（注1）	—
50km 以上 100km 未満	運賃（注1） 特急・急行 [普通指定席料金]（注2）	1,100 円
100km 以上	運賃（注1） 特急・急行 [普通指定席料金]（注2）（注3）	2,200 円

（注1）運賃については、現金運賃（きっぷ運賃）を適用する。

（注2）特急料金については、新幹線運転区間は、[新幹線普通指定席料金]とする。

（注3）片道距離 100km 以上において、鉄道利用の片道所要時間が 3 時間以上となる場合は、航空機を利用することができる。

その場合の航空運賃は、[普通席割引運賃（日付変更なし）]を原則とし、領収書を提出する。領収書の宛名は「公益社団法人応用物理学会」とするよう努めなければならない。

第1-2：宿泊料

原則（注1）（注3）	13,100 円
例外（注2）（注3）	10,900 円
経過措置（注4）	10,900 円

（注1）領収書または請求書を提出する。

（注2）止むを得ない事情により領収書につき原本を提出できない場合に限る。
この場合であっても領収書の写しを提出する。

（注3）領収書の宛名は「公益社団法人応用物理学会」とするよう努めなければならない。

（注4）2025 年 3 月 31 日宿泊分までに限る。定額支給とする。

以下の場合、宿泊料は支給しない。

- ・ 本会において用意した宿泊施設を利用する場合
- ・ 親戚宅等に宿泊し宿泊料を必要としない場合

【海外】

第2：日当・宿泊料

単位：円

	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
日 当	7,200	6,200	5,000	4,500
宿泊料	22,500	18,800	15,100	13,500

指定都市：シンガポール、ロスアンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジェッダ、クウェイト、リアド、アビジャン

甲地方：上記以外の北米地域、欧州地域および中近東地域

乙地方：指定都市、甲地方および丙地方の地域以外の地域

丙地方：アジア地域、中南米地域、大洋地域、アフリカ地域および南極地域